

不動産執行係からのお知らせ

【競売市場修正率の変更について】

高知地裁で取扱う競売不動産の評価における競売市場修正率について、従前は一律60%でしたが、敷地権付きマンションのみ、平成29年3月6日以降に評価命令が発令されたものは70%に変更しております。

以上